

防災対策調査特別委員会

（平成24年8月30日）

小林博次委員長

おはようございます。それでは、第19回の防災対策特別委員会を始めさせていただきます。

きょう、資料が19 7までと飛び入りがありましたから、飛び入りは資料19 7 2にさせていただきます。

それでは、予定しました審査順序を少し変えさせていただいて、8月21日に復興庁から出されました、これが資料19 7の東日本大震災における災害関連死、これの報告書、それから、8月に、きのう、内閣府から発表されました南海トラフの巨大地震による津波高、こういうものの想定が発表されましたので、資料19 7からご報告いただきたいと思えます。

吉川危機管理監

おはようございます。危機管理監の吉川でございます。

急遽、飛び込みで大変恐縮なんですけど、南海トラフの関係、中央防災会議の被害想定が昨日発表されましたので、急遽入れさせていただいております。詳細は室長から説明をいたしますが、何せ全国で32万人の被害が出るということで、三重県では4万3000人ということでございます。想定が11ケースあるんですけど、その中で冬の時期の深夜というものが非常に一番危ないということでございますが、詳細はご説明をいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

それでは、資料19 7と津波の関係の資料19 7 2についてご説明させていただきますと思います。

まず、資料19 7のほうでございますが、これにつきましては、第16回の委員会のほうで、私どものほうから震災に関連する死亡原因等について資料提出をさせていただきました。それが中間報告でございましたもので、8月21日付をもちまして復興庁のほうから正

式報告という形で出されましたので、今回資料として提出させていただいたところがございます。特に、今回の資料の中で特筆する点につきまして、少しご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この中で、2のほうの分析結果ということで、1632名の震災関連死の方について調査を行ったわけですが、これが1都9県での調査でございます。特に福島県で761人、宮城県で636人、岩手県で193人という死者が出ておりますが、特に福島県の761人という数値でございます。これにつきましては、津波、地震等による直接的な死亡の方、この割合からいきますと、宮城県、福島県、岩手県の割合から考えると、非常に福島県の761人というのが特筆した数字として上がってきているということでございます。

また、死亡年齢別でございますが、これにつきましては、66歳以上は約9割であったということと、あと、少し年齢を下げますと、60歳以上で見ると95%の方が60歳以上であったということ、それと、発災から1カ月以内に亡くなられた方がこの中で5割であったというところ辺りが分析結果からの特筆すべき事項ではないかと考えております。

それと、23ページを少し開いていただきたいと思います。

23ページの5の原因区分別ということで、これは第16回での委員会でもらった資料で、最終結果が出ているわけですが、特にこの中で、原因別の中の避難所等への移動中の肉体的、精神的疲労、また避難所における生活の肉体的、精神的疲労で亡くなった方というのが、ほぼ5割以上を占めているということは、どういうことかといいますと、その他につきましては病的な方で、病院の処置が受けられなかった方がお亡くなりになったとかいうのが上がっているんですが、避難所への移動の中でストレスとかそういうものがたまる、避難所でストレスがたまるか、そういうようなことで、精神的負担から亡くなられた方が非常に多いというところ辺りも特筆するところであり、なおかつこれが特に福島県に多いというところ辺りが、この原因別のほうで特筆すべき点ではないかと考えております。

簡単ではございますが、19 7の資料についての説明は以上とさせていただきたいと思っております。各種の数値的なものは、この中の資料に掲示させていただいております。

続きまして、昨日、きょうと報道発表もございました南海トラフ巨大地震による津波浸水区域及び被害想定資料につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

特に、1ページ目に書かれている中で、中央部にも書かれておりますように、今回のこの想定というものは、次に発生する地震、津波が、今回示された最大クラスの地震、津波であるというものではないと、これに限ったものではないというところ辺を注視すべきであろう。対策に関しましても、今まで言われておりました平成16年に出された中央防災会議の100年に1回と言われるL1、今回出されたL2のこれは、1000年、2000年に1回という規模の、規模というか間隔の大きな災害を想定したものであるということが最初のただし書きのほうに記載されているということでございます。

今回、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。今回の考え方について、津波高、浸水区域の報告について、少し考え方が書かれております。特に、陸域の沈降の効果は考慮するが、陸域の隆起の効果は考慮しない条件設定としたというような部分が記載されていることと、堤防、水門を含む条件については、津波が現況の堤防を越えた時点で堤防が機能しなくなるという条件のもとに想定されているというところ辺が大きな点でございます。堤防を乗り越えるまでは堤防が機能しているという考え方で出されているということでございます。それと、液状化に伴う堤防の沈下は考慮しないという部分が、この前提条件として推定の考え方の中に示されているところでございます。

あと、済みません、飛んで6ページのほうに少し移りたいと思います。

6ページの上段のほうに想定する地震動、津波というところ辺で、被害想定の設定と項目の欄に入っているんですが、今回は、津波モデル検討会で検討された津波11ケースのうち、特に地方的に東海地方、近畿地方、中部地方、九州地方のそれぞれで最も大きな被害が想定される4ケースについて、それぞれ地震動と津波を組み合わせる被害想定を実施したというところでございます。

それと、想定の子節、時刻を考えてあるということで、それも3パターンございまして、冬の深夜で多くの方が就寝中の場合、家屋の倒壊によって人的な被害が高くなると。また、津波からの避難がおくれる可能性もあるということで、冬の深夜。それと、夏の昼間、これは木造建築物内に滞留する人が一日中で一番少ない時間帯ということと、これをのパターンとし、パターンとして、冬の夕刻、これにつきましては火気等を取り扱う機会が最も多い時間帯であって、火災等の被害が出る可能性が高いというパターンでございまして、この3パターンの中でいろいろと想定した結果として、東海地方で最も被災するケースとしましては、やはり冬の深夜、このときに地震が発生した場合に最も大きな被害が出

るであろうということがここに記載されているところでございます。

続きまして、各被害の想定数値について説明させていただきたいと思います。少しページは飛びますが、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページにつきましては、市町村別の最大震度を記載させてもらっている一覧表でございます。この中段あたりに三重県四日市市が載っております。これを見ますと、3月31日に出されました最大震度と全く同じで、各パターン、5パターンあるんですが、このパターン全て6強の揺れを示しているということでございます。中央防災会議の出した2003年では6弱であったということでございますが、揺れについては以上のような結果になっております。

次のページ、これはちょっとページ数が飛んで申しわけないんですが、記載では3ページと書いてあるのが、これが市町村別の津波高ということでございまして、これについても三重県四日市市の部分につきまして、11パターンで記載されておまして、第1パターン目が5mと、それと第9パターン目の5m、これが最大の津波高を引き起こすパターンであるということで、第1パターンにつきましては、駿河湾から伊勢湾方面というのか、ここら辺あたりが震源地となって大きくずれた場合でございます。第9パターンについては、これはこの紀伊半島から九州付近までのあたりで大滑りが起こった場合のパターンとして5mというような数字が出ているわけでございます。その他につきましては、4m、3mということになっております。

続きまして、ちょっとページ数がばらばらになって申しわけございません。ページ数2ということで上がっているのが、市町村別津波到達時間ということで上がっております。これは、右上段に四日市市が出ております。一応津波プラス1mというふうな記載がされておりますが、これは四日市市に1mの津波が来るのに何分かかかるかという記載の方法でございまして、四日市市に1mの津波が到達するのが77分というような記載がされているところでございます。それ以降については、フラッシュということになっております。

続きまして、次のページ、これも飛んで15ページという記載が入っていると思いますが、これが市町村別の浸水面積を示した表でございまして、右の中段あたりに四日市市が記載されております。これを見ますと、約1m以上の浸水域というんですかね、これが四日市市で30ha、2m以上の浸水域になりますと10haというようなことになってきております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、被災者数、これの最も多いケースとい

たしましては、ページで言いますと103と書いてあるところの、右の中段、右側中段に三重県が記載されております。これはパターンによってかなりの数が異なっているんですが、東海地方が最も大きく被災するケースで、陸側ケース、津波 ケースの場合、三重県の場合、5 mのケースと記載されておりますところによりますと、この中で、死者数としましては、建物倒壊による死者数が9800人と、うち600人については屋内の収容物の転倒等もございませう。それと、津波によるものが3万2000人、急傾斜地が60人、火災が900人ということで、合計4万3000人、これも新聞等で三重県が静岡に次いで2番目に人的被害が大きいのということが記載されていたかと思いますが、これがその内容、死者の災害内容を区分した表でございませう。

それと、次に、資料3というようなことで上段に少し書いてあります。ページ数がばらばらでまことに申しわけございませうが、今後の検討スケジュールということで、今回10 mメッシュ域の津波高等がこの8月末に発表されまして、秋ごろには被害想定 of 経済被害等の推定結果を公表する予定であると。そして、冬に南海トラフ、巨大地震対策の全体像を取りまとめた形で発表するという今後の中央防災会議のほうのスケジュールになっております。

それと、最後が津波の浸水域の色分けをした表でございまして、この四日市市におきましても、富洲原地区、富田地区あたりで少し色がついております。それと、河川遡上の部分と楠地区のほうでも少し濃い色が入っております。ちょっと図面が小さいもので、詳細な場所、区域が明確ではございませうので、まことに申しわけございませうが、一応その付近に少し色がついているという状況でございませう。

簡単ではございませうが、以上をもちまして、資料19 7、資料19 7 2の説明を終わりたいと思ひます。

小林博次委員長

ありがとうございます。

そうしたら、この資料に対する質問がありましたら出してございませう。

これを見ていると、この情報の解禁日時が示されているんだけど、それまでにこれは来ていたわけだらう、これは。それまでに、ここへ届いていたわけだらう。

坂口危機管理室長

国から県へ、県から市町村へということで、これにもっての市町村の行動要領と説明、これは8月24日に説明会がございました。

小林博次委員長

8月24日に資料が来ていて、こんな出し方はずさんだろう。こんな地図なんか見せてもらったってわかりませんかやないか。やっぱりきちっと資料は、委員会でやっているわけだから、委員会に出す以上、ナンバーが統一されていないし、こんなことは常識的にやってもらわないとだめなのと違うかな。これは、苦情として申し上げておきます。

質疑があれば出してください。

早川新平委員

当初津波高3.6mというふうになっていたと思うんですけども、きのうの中央防災会議の中ではマックス5mから4mという形になっていると。それによっては被害状況が大きく変わってくると思うんですよね。特に、この一番最後の43ページ、浸水区域のところに、霞地域が0.01mから0.3mの緑色になっているんですよね。そうすると、あそこにはコンテナヤードがあって、常々心配しているんですけども、流出する可能性が、あのときはたしか堤防も浸水する心配がないというご返事だったんですけども、これによって想定が変わってきたということになると、どういう対応を四日市市はしていくというふうにお考えなのかなということをお伺いしたいです。まだこれからだと思って、今すぐにはできないんでしょうけれども、方針だけ。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

今回の想定につきましても、我々もまだ質問等も三重県を通して国へ確認する事項も多くあると思います。そういうことで、これを分析させていただいて、市域のより細かい被害想定等も出してくれば、そういうことについて一つずつ今後の対策というものを検討していかなければならない。今これだけですぐに何をできるかというのはちょっと難しいと思いますので、今後、県とも協力しながら対応をしていきたいと考えております。

早川新平委員

ありがとうございます。

前、50mメッシュで、たしか浸水の想定をハザードマップでいただいたんですが、今これを見ても津波高が高くなって、たしか防潮堤が4.8mで、当時3.6mの津波高だから防潮堤あるいは防潮扉が機能すれば浸水のことは余り心配しなくていいというふうなことを伺ったという記憶が確かにあります。津波高が5 mになると、川を遡上するという、鈴鹿川からずーっと、それに対しての堤防高という、前面からは浸水はしなくても、川を遡上して川岸のほうからしてくるという可能性も、これ、大いに変わってくるというところがあるので、今ここでこれを言っても、きのう出たばかりで、本当にご苦労さんなんだけど、31万市民を守るといふ形になっていくと、特に、海溝型、南海トラフの地震であれば津波ということが脅威になってくるということで、ゼロベースでやっぱり考えてもらわないといけないので、よろしくお願ひ、それ以上言いようがないな、これの資料をいただいて。

吉川危機管理監

危機管理の吉川でございます。

大変ざっぱな出し方で申しわけございません。どうしても、説明を聞かせていただいでからいろいろ質問もさせていただいて、今ございましたように3.6mが5 mというふうな、非常に変化、乖離しておりまして、3.6mの3月31日に発表された時点でも、これ以上越えないのかという質問もして、越えませんという答えを国からいただいでいて、現状発表したらこういうこと、それから、このベースになっているのはどうも中部地方整備局の関係の、皆さんにも発表の時点で資料を出させていただいておりますが、それをベースに急遽何か変わったようなところもありまして、私はその辺の乖離のところを、三重県を通じて質問させていただいております。

それから、三重県の浸水予測のベース、結局堤防が機能しないと、これが一番大きな被害の想定であろうというふうにご考慮しておりますので、まだまだやりとりをさせていただきますけれども、ベースとしては、やはりこういう機能しない場合の浸水域というもの、それから5 mについてのもう少しはっきりした根拠等も示していただいで、早急に対策にっなげていきたいというふうにご考慮しておりますので、まだまだちょっと被害想定はこのベー

ス自体を十分確認させていただきたいと、その作業を今しているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

早川新平委員

ありがとうございます。

きのう出たばかりで、今この中央防災会議は想定外をという、東日本大震災の想定外ということが言いわけの言葉ということで、いろんなケースで想定外はありませんという趣旨で僕は出してきたような感じがあるので、それを、では四日市市はどうしていくかということは非常に難しいところがあるんだろうけれども、きょうもここにちょっと出ていて、30年以内の発生確率、それぞれ東海地震、東南海地震、南海地震は、88%、70%、60%と切迫度が高まっているというんだけど、そのこのところで巨大地震が近づいていると思ひ込むと、もういろんな意味で諦めの方もたくさんいて、これで一番何をこの委員会でやっているかという、やっぱり命を守るという政策を四日市市はやっていかなければいけないというところで、そうすると津波避難ビルとか津波避難施設というものを、早急にやっぱりやっていかないと、そっちへ、それはそれで並行的に、ハードはハードで防災でできるところはやっていっていただきたいとしか言いようがなく、それでちょっとお伺いしました。

小林博次委員長

この資料の質問はいいですか。

森 康哲委員

いろんな数字が変わったところがあると思うんですけども、その変わったところだけちょっと色づけしたり、比較できるような工夫した資料に、また後で結構なので、そういう見やすい資料に変えていただくようお願いしたいんですけど。

小林博次委員長

資料を、国から来たとかでばさっと置かないで、四日市市で受けとめて資料をつくって

提出してください。これは前からそうやって申し上げているので、どさっともらってもよく意味がわからない。だから、あなた方が正確に理解をして、我々に資料をください。この場所へ出ると、市民の皆さんが見ていますから、そういう点、特に留意して資料をつくってください。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

まことに申しわけございませんでした。今後、資料等については市として、取りまとめた形で出させていたいただきたいと思えますし、また、先ほど委員のほうからありましたように、数字の異なった部分というところ辺を対比できるような形の表をつくらせていただきたいと思えます。

以上です。

小林博次委員長

よろしく。

早川新平委員

確認だけ。

3ページの津波高、11ケースの津波高、四日市市が約5 mから3 mまであるんですが、これは今までどおり、満潮時に来たとしての想定なのか、普通の津波高なのかということだけちょっと教えてください。

坂口危機管理室長

3ページのほうの11パターンにつきましては、以前に出させていただきました満潮時の3.6mに匹敵する部分の数字でございます。

内系危機管理室室付主幹

少し補足させてもらいます。

この5 mという数字なんですけれども、先ほど室長が言いましたように、実質津波高に

満潮位を加えて、さらに地盤沈降という形で加えた数字になっております。

この5 mの数字というのは、4.1m、厳密に言うと4.05m以上は全て5 mという形の数字に切り上げをしておりますので、そののところだけ補足で説明をさせていただきます。単純に5 mを四捨五入する4.5m以上5.4m未満ということではなくて、4.05m以上で4.1に切り上げをしまして、それ以上は全て5 mという形でなっているという形です。

もう一つ、済みませんが、補足で説明をさせていただきますが、先ほどの津波の高さが5 mというところのページの裏に、津波の到達時間が書いてある資料がございます。先ほど室長が説明をさせていただいたように、1 mの津波が77分で来るという形で書いてあるのですが、翌欄の3 mのところは空欄になっていると思います。ということは、実質津波高は3 mないというようにとれるという形なんですけど、詳細な数字は三重県のほうに確認したんですが、四日市市でどのぐらいなのかと、恐らく2.9m以下だというふうには予測はされるんですが、そのところはまだちょっと三重県のほうも詳細のほうはつかめていないということなんですけど、3 mの津波高の到達時間が書いてないということですので、実質津波高は3 mないということは三重県から報告されております。それに基づきまして、先ほどの5 mというところについては、実質津波高、おそらく3 m以下の津波高に1.22mという満潮位が出されていますので満潮位、あとは地盤沈降量は三重県、国から示されていませんけど、地盤沈降量を合わせて恐らく4.1m以上になるという形で5 mに切り上げをしてあるという数字になっております。

以上です。

小林博次委員長

その4.1mと5 mでは全然違うので、やっぱり正確に資料は四日市市としてつくって示してください。

樋口博己委員

先ほど沈降後というお話があったんですけど、危機管理監からの中部地方整備局の資料をもとに、3.6mから5 mに上がったというお話をされたんですけども、中部地方整備局の以前いただいている資料では、沈降後50cm下がるという想定になっているんですけども、それを踏まえてということですかね。さっき内糸室付主幹の沈降後というお話があ

ったんですけれども、これを加味したということによろしいんですか。

内系危機管理室室付主幹

先ほど危機管理監がお話をしたというところの中部地方整備局を参考にするというのは、中部地方整備局のほうが想定をしていました津波の考え方というのは、堤防が機能して津波が襲ってきた場合にどうなるかということ想定しているという考え方、以前に国が説明をしたりとか、三重県もそうなんです、その場合は、堤防が機能しなくて浸水した場合ということで、考え方がちょっと別々になっているといったことがありましたので、考え方としては、堤防高が機能した場合どうなのかということで統一したという形です。

ですので、恐らく地盤沈降については、今言った50cm等が考慮されていると思うのですが、細かい、今その数字等につきましては、細かい数字等については、先ほど委員長も言われていましたように、四日市市の独自の細かい数字を危機管理室のほうもこの委員会のほうで持ってきていたと思うんですが、細かい数字について三重県のほうもまだ把握していないという形で、国に通じて問い合わせもしてもらっているんですが回答がないということでしたので、それはつかみ次第またお出しをしたいと思っております。

考え方としては、堤防が機能した場合どうなのだという形で、国、同じ国交省と内閣府ですので、同じ国の機関ですので考え方を統一したというような形となっております。

以上です。

小林博次委員長

では、質問についてはこの程度にさせていただきます。

資料の精度を上げるために、また四日市独自の資料づくりをしていただき……。

小川政人委員

何m、何mって、基準がわからないので、海拔なら海拔できちっとできないのか。それはどうなのか。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

一応ここに示されている5 mという数字等につきましては、これは海拔という考え方でも間違いはないと、海拔で表示されている、言い方がおかしいかもわかりませんが、海拔でわかるような表示の仕方もできるという、一緒なんですけれどもね。

小林博次委員長

そんないい加減なことを言ったらだめだ、きちんと言わないと。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

ちょっと補足というか、やらさせていただきますが、もともと海拔表示ということで出ているんですけれども、今回の場合はその沈降部分がどういうふうに盛り込まれているのかというところがちょっと乖離している部分と、我々も理解しがたい部分がございますので、海拔表示を含めまして、次にお出しするときにもう少しきちとした説明ができるような形で資料をつくらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

小林博次委員長

それでよろしいか。

小川政人委員

だから、海拔何mのところへ逃げたら安全なんだという、そういうことがわからないと、高さ5 mとか4 mとか言われたって、逃げて命を守らなければだめなのだから、どこにいたらもう安全なんだという部分。地盤沈下も液状化もあるかもわからないけど、最大考えて、この高さ、海拔の高さなら安心なんだと、逃げるのにも逃げられへんやないか、そんなわからんと。

吉川危機管理監

精査させていただくと申し上げましたけれども、実質海拔5 mの我々が暫定的につくら

せていただきましたマップがございますが、それに3.24mの目標ラインというのも定めましたが、それが3.6mに変わっていると。ブルーラインと赤のラインと二つあるんですが、それについては、沈降というのは本来入らないと思いますので、海拔5mという表示はまだまだ生かしていけるというふうには考えております、現時点では。ただ、もう一度精査をさせていただいて、本当に沈降部分を除いて、ちょっと国の考え方もわからないんですが、4.1mが0.1の値をを切り上げるというふうな非常にざっぱな考え方も入っておりますので、その辺は、国は国の考え方もございますけれども、四日市市として、河川遡上それから液状化、それぞれの条件というのもありますので、単独でやっぱり見る部分も被害想定としてさらに精査を加える部分があれば実証したいと思えますし、それから、やっぱり最終的なマップ、避難マップという部分では、そういった条件も、さらに想定外も入れて、やっぱり四日市市としてのものはつくらなければいけないというふうに思っておりますので、ただ国と県と余りにも乖離して考え方も違うという部分をどのように埋めていくのかという部分で、ちょっと苦労を今しているところでございますので、十分その辺は含んで、海拔表示、それからもう少し0.1を生かす形のものをつくっていきたく思いますので、申しわけございませんがきょうの時点ではそういうことで、今後進めるということでございますので、よろしくお願いいたします。

小林博次委員長

こんなところでよろしいか。

山本里香委員

四日市市の、特に今直接かかわりはないかもしれないんですけど、資料の見方で一つ教えてください。

資料19 7の2ページと23ページにかかわることで、2ページのところに福島県は原発災害による避難の影響が大きいということで、23ページには原因区分で分けてあるのですが、この関連死というものの中に、例えば、逃げなくてはいけないから逃げるんですけども、そこに避難している人がいたけれども、救助活動は打ち切れと言われて、福島県では消防隊員の人たちも助けに行ける、目に見えては助けに行ける状況があったにもかかわらず絶対戻ってはだめだとか、そういうことの中で亡くなった方というのは、この

中の関連死なんですかね、震災死なんですかね。どこに区分、一晩それで置いて亡くなられているとか、あと、立ち入り禁止を解除されて入っていったら亡くなられているのがわかったとかいう、明らかにそこに存命している方がいるのが映像とかでわかったり、自分たちの黙認をされたんだけど、戻ることはならないと、原発の関係で放射能の関係で。それは関連死、直にそのときに亡くなったわけじゃないから、ここの6 1 1 なんですか。

小林博次委員長

誰が説明してくれるのか。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほど委員のほうから質問のございました室内で生存していて助けられずに、次の日とかそちらで亡くなられた可能性がある。少し、私どももこれは、復興庁からの調査資料をいただいたところでございますので、調査したところに確認をさせていただいて回答させていただきたいと思っております。

以上です。

山本里香委員

次の日にも入れなかったのも、後でということ、消防隊員の方が本当に悲痛な発言をされていたりすることを聞いたことがあるのですが、それが、関連死の中だと思うんですね、そのときは存命していて、屋上でみえるとかそんなのがわかっていたということで、そのところをまた教えてください。

小林博次委員長

では、資料19 7 1 と 2 はこれで質疑を終わります。

きょうは、資料19 1 は前回の委員会のまとめ、以降資料19 2、3、4、5、6、それから資料19 8 は、この前の資料18 5 で示した資料を出し直したものでございますので、とりあえず、審査順序の避難についての中で、前回樋口博己委員から資料請求がありました液状化の危険度、これの資料が来ていますので、資料19 6 の説明をよろしくお願

いします。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

前回の委員会のほうで、資料提出のございました旧地図の状況ということでございましたもので、我々のほうの持っている資料の中で、明治23年の四日市市の状況図ということで、今回資料19 6として提出させていただいております。

それで、前回の液状化の危険箇所、これが内陸部の一部にあるということで、そこら辺を見比べさせていただいたところ、水田、ほとんどがこれ、明治時代でございますので、西日野町あたりから東のほうというものはほとんどが水田であったということで、ただ特別に前回の資料の中で濃い色の危険箇所というものが、そこが特に水たまりとか湖とか池とか、そういうことであったというのは出ておりませんが、水田であったということで、地盤自体としては強固なものではなかったのではないかとということが想像できると思いません。

以上です。

小林博次委員長

これは、資料でよろしいか。

ちょっと早いんですが、10分ほど休憩。11時再開。

10 : 46 休憩

11 : 01 再開

小林博次委員長

それでは再開をいたします。

資料19 2から19 5まで、一括してご説明いただきたいと思います。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

それでは、19 2の資料から随時説明させていただきたいと思います。

資料19 2につきましては、避難所の運営の流れということで、発災から24時間を初動期といたしまして、初動期の組織イメージ、これをイメージさせていただいたものを中段に描かせていただいております。これにつきましては、応急的な避難所運営組織を、初期の段階で避難されてきた方、それと行政、施設管理者等の協力の中で、応急的な避難所運営組織を立ち上げ、その中で開設準備作業等について検討項目というところで上げさせていただいております。特に、施設の開錠、また、地震等によりその施設の安全点検というものをやりながら、収容スペースの確保、それと避難者の班編成、中には負傷されて避難される方もおみえになろうかと思っておりますので、そういう方の負傷者の救護等を含めて開所準備作業として上げさせていただいております。

続いて2段目に入りますが、2段目につきましては、24時間を過ぎたその後の3週間、続いて3週目辺りから安定期に入った期間のイメージを中央に描かせていただいております。これにつきましては、本格的な避難所運営組織を立ち上げまして、行政、施設管理、こういうところのサポートと協議、こういうものをもって避難所運営委員会を立ち上げ、避難所を運営していくと。その中である程度日数が来れば、他都市からのボランティアとかそういうものの応援等もございますので、そういう方々の受け入れ、そういうものをイメージ化した図面でございます。

そして、展開時における避難所としてのやらなければならないことということで、右の検討項目のほうに上げさせていただいております。特にその中では、避難所における情報の収集、発信、避難者の管理ということで避難者名簿の作成等でございます。それと、施設の管理というところら辺で、トイレ、照明、水、毛布、暑さ対策、寒さ対策等の必要資機材の調達と、そして食料物資、医療物資、そういうふだんからの生活等において必要な資機材の調達を行うと。3段目に衛生管理体制ということで、その中にはトイレ、清掃、ごみ処理、風呂、こういうものも含めた中で、そういう非常物資等の確保を固めていくということに展開期においては進めていき、その後、安定期に入りましても同じように情報の収集、伝達ということと、あと、必要資機材についても継続的な受け入れ体制を構築する、そういうことで安定期に避難所運営を行っていくと。

そして、最後の段につきましては撤収期ということになるんですが、これについては時

期がいつかというのはその状況によって変わってくるかと思いますが、避難所運営委員会の中で、行政、同じく施設管理者等との協議の中で避難所の縮小、統合、こういうものを考え合わせた中で撤収へ向かっていくというような避難所の運営の流れをイメージ化した一覧表を資料19 2として提出させていただきました。

続きまして、資料19 3、これにつきましては、先ほど少し説明させていただきました発展期から安定期におけるボランティアの受け入れということで、四日市市の地域防災計画の防災対策編よりボランティアの受け入れ対応ということで、関連資料としてつけさせていただきました。

続きまして、資料19 4につきましてでございますが、これは、避難所運営に関する市が行っている協定、覚書の一覧でございます。この協定書等につきましては、第10回の委員会のほうで、現在結ばれている全ての協定、覚書について資料提出させていただいたところでございますが、今回、避難所運営に特化した形で避難所運営に関する協定、覚書を一覧に出させてもらいました。これにつきましては、10の覚書、協定となっております、特に市民の方が避難して生活をしていく上で最低限必要な資機材の協力、そういうものが主な協定内容となっております。

資料19 4については、以上でございます。

続きまして、資料19 5でございますが、これにつきましては、前回の委員会のほうで防災倉庫の一覧表を提出させていただいたところ、平成24年度に設置する場所の入った一覧表の提出が必要ではないかという指摘もございましたもので、今回、平成24年度防災倉庫の設置予定の箇所を一番右のところに丸印で記載させていただきました。それと、津波避難目標ラインの内側にある倉庫、これにつきましては中央部のほうで表示をさせていただいております。これにつきましては、この全体の中の32カ所にこのライン内に入っている避難所、避難所というか防災倉庫等がございますということでございます。

資料につきましては、以上でございます。

小林博次委員長

ありがとうございます。

資料に関して、議論していく中身も資料として出ていますから、とりあえず資料について質問があれば出してください。

荒木美幸委員

今ご説明いただいた19 - 4の資料なんですけど、避難所運営に関するものということで、協定、覚書ということなんですけど、これがそれに該当するかどうか分からないのですが、やはりいろんな物資なども必要なんですけども、先ほど関連死のところ、やっぱり避難所におけるストレスなどが非常に高いというところで、メンタルケアをする、避難所において、そういった方々の援助というものはどのような仕組みになっているのでしょうか。協定などはあるのでしょうか。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

東北地方でも、私どもも4月に行きましたが、心のケアというものは非常に当初から必要になってくるということがございますので、本市としましても地域防災計画の中で、当然1日目から心のケアに入るといふ、スケジュールの中には入っているんですけども、何せ保健師等の方の人数が30名弱ということで足りない部分もございまして、それについては、市長会なりの全国の都市間の中で派遣をいただくということになるんですけども、あわせて5都市単独の協定も本市にございまして、先般市長と堺市のほうにもお邪魔をいたしましていろいろ意見交換をする中で、物資ももちろんなんだけれども、人の関係、人の派遣といえますか、職員の派遣も非常に心強いという中では、緊急時のコンビナートの対応の消防職員はもちろんなんですけど、その辺の保健師、心のケアの部分も話題に出まして、当然、やっぱり個別のなかなか今対応できていないところを対応していただきたいという話もしておりますので、具体的に協定に基づいた内容の覚書なり、そういったところで今後決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

くしくもきょう、この資料を、関連死の資料をいただきまして、非常に避難所運営において、これだけのせっかく助かった命がこういう形になってしまうんだなというのを数字

としても確認をしましたので、そこをしっかりとお願いして、ケアをお願いしたいなと思います。

以上です。

竹野兼主委員

ちょっと一つだけ教えてもらいたいの、今さっき資料19 4のところ、本市の提携する協定、覚書のところがありますよね。その中での外国人集住都市会議災害時相互応援協定というものがあるんですけど、四日市市は笹川地区みたいなところで、非常に外国人の皆さんが日本になれてもらうという部分のところで、大変苦労されている特殊な地域性があると思うんだけど、ここの皆さんの防災に関する伝え方みたいな部分というものはどうなっているのかなと、今一瞬思ったんですけど、その辺、どうなんですかね。

内糸危機管理室室付主幹

危機管理室、内糸です。

外国人、特に笹川地区につきましては、昨年度からモデル地区という形で外国人向けの防災訓練というものもさせていただいております。昨年度におきましては、外国人自身はもちろん、笹川地区という地区の特性があって、外国人を抱えている住民向けの訓練、サポーターという形で私たちは呼んでいるんですけど、サポーターの訓練と外国人の訓練を同時にさせていただいております。

一昨年から三重県のほうもやっていて、ことしにつきましては、外国人が避難所の関係に来た場合、どうするのかと、基本的には公営住宅とか公団に住んでおられる方が多いもので、建物は丈夫だということがあるんですけど、でもやっぱり慌てて避難所に来る可能性があるもので、避難所とはそもそも何なのだというようなところの話なんか、ことしは市民文化部のほうと共同でさせていただく予定をしております。

そういった形で、災害時だけではなくて平素から当然かかわることも重要なんですが、我々防災のほうの立場としては、外国人向けの防災訓練というようなものもやっているような状況ではあります。

以上です。

小林博次委員長

資料に対する質問はざっとこんなことでよろしいか。

野呂泰治委員

今いろいろと避難所の運営の流れとか、それから避難所の明細を出してもらったんですけども、とりあえず3週間まではこういうようなところで、避難所というか、そういう形の中でやられるというふうな計画なんですか。例えば、それ以降、よくプレハブで一戸建てとかいろんなことを、長期になった場合のその辺の運営についての考え方というものは少し持ってみえるんですか。それだけ、ちょっと教えてください。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

ここに上げさせていただいたのは避難所の運営ということでございますので、避難所である程度過ごす中で、その間に仮設住宅または市営住宅等の住宅確保をいたしまして、なるべくそちらのほうへ移っていただくような努力を並行してしていくということを考えております。

以上です。

野呂泰治委員

それはいいんですけれども、例えば何人避難をした場合はどれだけとか、そういう人数の把握、災害の、そういったきめ細かな、もう将来的にはやっぱり考えておくべきだと思いますけれども、その辺はまだそこまでは考えていないというか、シミュレーションというか。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

現状では、想定が少し変わりましたので、その後のシミュレーションを変えなければいけないと思っておりますが、現状ではマグニチュード8.7の中で、また少し浸水域が変わったという部分では、資料もお出ししたかと思うんですが、一応避難の人数的なものは把

握をしておりますので、約8万人でしたかの中で、収容が何万人というところで、全部収容できるように、住宅避難もありますのでなんなのですが、津波避難ビルについては確保する方向で今進めておりまして、それから避難所につきましては、収容避難所ということで117カ所あるんですが、それぞれの開設の中で収容をして、特にシミュレーションとしては8万食の備蓄をしながらそれに対応していくということなんですけれども、当然、今回シミュレーションの中でそういうものをさらに変更していくということと、それから、特に避難所の生活でも限られておりますので、期間的に非常にストレスがたまると。ですから、仮設住宅を確保するまでには、公営住宅はもちろんなんですけれども、あとは阪神・淡路大震災の例もありますように、ホテル関係の中で協定を結んで確保していくとか、新たなものとしましては、当然その時点では海運関係の協定もございますので、客船等を停泊させて、それを仮の住まいにさせていただいて仮設住宅まで保つとか、特に高齢者であったり特別な配慮の要る方についてはそういう方向で早く対処をするというようなことで、現在シミュレーションはしているというところでございます。

以上でございます。

中村久雄委員

協定、覚書についてですけれども、今回これ、避難所運営に関するものですから、ほかの防災協定は広域で協定していると思うんですけれども、避難所運営に関するものに関しても、例えば、助産師会の三重県支部だとか北勢支部というものは同じように被災している可能性があるし、三重県ということを考えたら、会派で去年自衛隊へ行かせていただいて、何かあったら自衛隊に来てくれよと頼もうと思ったら、いや、もううちは知事から南勢地域のほうに派遣するように言われましたというように、三重県の中で考えても、やっぱり今回の想定でも、28mでしたか、鳥羽市が、というふうに、あっちのほうにもう行ってしまおうと考えられるので、やはり避難所運営に関する協定も広域で、津波のおそれのないところと相互協定するよという考え方でちょっと進めてほしいなと。実際にそういう三重県が全部要ったら、何人この助産師が来てくれるのか、どういうふうになるのか、ちょっと全然読めないの、やっぱり広域的な考え方も必要かなというふうに要望させていただきます。

以上です。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほど委員のほうからご指摘等、要望等がございました協定につきまして、危機管理監のほうからも説明がございましたように、現在5都市と協定を結んでおりますので、今後、被害の区域というんですか、区域の少し異なった地域、こういうところの同格の市町村、ここら辺と話し合いを持って、その輪を広げて、いざというときにそういう応援ができるような形をつくっていききたいと、そのように考えております。

中村久雄委員

お願いします。

小林博次委員長

議論として、避難所生活についての議題にしているわけですがけれども、どうでしょうか。この19 2の資料を軸に、時系列的にどうやって避難所生活をしていくのか、現実、ここで書いてある意味でいくと、これから検討するみたいな項目が随分あるんだけど、これでは地震があったときに役に立たないので、発災があって、地震が起きて、避難所が開設されて初期の24時間ぐらいの対応について、例えば24時間だと必ず照明が要るわけだね。だから避難所ごとにそこら辺がどうなっているのかだとか、具体的に議論を進めたほうがいいかなというふうに思うわけだけど、そのあたり、どんなふうに進めさせてもらったらいいでしょうかね。

大体時系列的に対応を考えていくと、具体的に答えが出てくるような気がするわけね。それを、それぞれの訓練で実践していってもらえば、さらに問題が掘り下がって具体的な対応につながっていくかなと、そんなことを思うので、進め方としてはそんな感じで進めさせてもらおうと思います。

とりあえず、きょう、質問、資料に対する説明というところで、とどめさせていただいて、次回以降、そんな相談をさせてもらおうかなと思うんですが、それでよろしい。

(異議なし)

小林博次委員長

そうしたら、きょう、あと地震発生に関連して、情報の連絡という論議をしてきましたが、これの、とりあえず中間のまとめをこの前出させていただきました。こういう文章でいいのか足りないのか、あるいは余計なこと言うな、もうちょっと削れというのか、その辺をざっとまとめておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料として、改めて資料19 8として出させていただきますので、事務局でちょっと読んでいただけますか。

一川議会事務局主幹

では、読ませてまいります。

1 番、地震発生に関して。

(1) 地震情報の連絡。

四日市市では、現在、全国瞬時警報システム(J A L A R T) から得た地震情報を市民へ伝える方法として、地区市民センターなどに備えられている防災行政無線(移動系や同報系) 及びその他のメディアにより、直接呼びかけるなどの連絡方法をとっています。

さらに今後は、現在、地区市民センターなどに配備している防災行政無線(移動系) を最新のものへ更新するとともに、全ての指定避難所に配備することとしています。(119 台から270台) 。あわせてコンビナート事業所にも M C A 無線を配備し、消防本部と直接情報交換ができる体制をつくります。

また、地区市民センターなどの屋外に設置されている防災行政無線(同報系) のスピーカーやサイレンについて、沿岸部地域を中心にさらに強化、整備していく予定です。ほかに、災害時要援護者や自治会長などに対して緊急告知 F M ラジオの整備を検討していく予定としています。

(当委員会からの意見)

当委員会においては、東日本大震災の被災地の視察を行い、そこで得た教訓などをもとに、現在の市民への地震情報の連絡について調査を行った結果、多くの手段を用いることも大切であるが、停電や混乱が予想される有事の際に、現在の方法では市民まで情報が伝わらないのではないか、また、多くの情報源があるとデマなどが発生して、正確な情報の

把握に支障を来すのではないかとといった問題も考えられるとの結論に至りました。

そこで、停電時などにも市民に確実に情報が伝わり、間違いなく四日市市から発信されている情報であると市民にわかってもらえる方法を検討していくべきであると考えます。また、特に災害時要援護者（身体障害者、支援の必要な高齢者、当日の被災者）の方のために、さらにきめ細かく地震情報を伝えるシステムを検討するべきであると考えます。例えば、自治体の組単位のレベルで自主防災隊を組織して、その自主防災隊に災害本部（夜間や休日などで、災害対策本部が立ち上がるまでの間は消防本部）から直接情報が連絡できる体制を整備するべきです。そこから災害時要援護者の方を初め、きめ細かく地域住民に声をかけていただけると考えます。

加えて、障害者団体へ災害対策本部から直接情報を連絡して、そこから速やかに身体障害者の方へ連絡が行くような対策や、コンビニート事業所以外にも、情報が必要な企業と協定を結び、直接災害対策本部から情報が連絡できる体制をつくることも重要です。

以上です。

小林博次委員長

文章的にはこんなまとめと、それから、1ページめくっていただくと、議論していただいた流れを図解したものです。その次のページには、最初の言葉の中に出てきます「J A L A R T」だとか防災行政無線だとか、それから緊急告知FMラジオだとか、どれぐらいに導入されてというところを資料として裏面に書いておきました。

問題は、一番、今読み上げたところの文章表現について、加えることも多分あると思うので、またご指摘いただければ訂正させていただきます。挿入させていただきます。

もう少し皆さんの意見もあったんですが、ちょっと簡潔に1ページぐらいにまとめてということで集約しました。

最初の（1）については、地震情報の連絡については、行政側がやっていることが書いてあります。それから、その次の項は委員会からの意見として、こういうことをしてほしいというのを少し優しく書きました。後の項のほうがきつくなりますから。

輪郭的にはこんなことではないかと思いますが、よかったらこれで確認して、あと、全部論議し終わった後に、またもう一度照合して、不足する分が出てきたら挿入していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

とりあえずこんなまとめでよろしいか。

中村久雄委員

下から7行目ですけど、「自治会の組単位のレベルで自主防災隊を組織して、その自主防災隊」がという云々ですけれども、この自主防災隊というものは今、自治会単位でできている。その中で、組単位とで、例えば一つの自治会で情報班とかいう組織の中で災害に応じた訓練をしているんですけれども、ここで自主防災隊というこの文言が誤解を招くのかなと。だから、「自治会の組単位のレベルで情報伝達班を組織して」とか、そういうちょっと文言が、自主防災隊というのと同じ言葉なので、誤解招くのかなというようなことを感じました。

小林博次委員長

どう直したらいいのか。

中村久雄委員

今言った「自治会の組単位のレベルで、情報伝達班などを組織して」とか、これは情報伝達のコーナーですから。そういう形で、自治会単位の自主防災隊を、全体を組織してほしいなという形で。というふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

小林博次委員長

「組単位のレベルで、情報伝達隊を組織して」ということでいいわけ。

樋口龍馬副委員長

そうだと、自主防災隊との連携が……。

小林博次委員長

自治会に入っていないところも、一番ひどいところは7割入っていないところもあるんだよな。その辺がどうなっているのかというのが、ちょっとよくわからないので。

中村久雄委員

自主防災隊がどういうふうがいいか。

小林博次委員長

つくっていても機能していないところもある。だから、その辺をどうやって指摘したらいいのか。指摘される側の意見もちょっと聞いてみるかな。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

自治会の未加入のところもあったりいろいろするんですが、前にも資料をお出ししましたけれども、未加入であっても、自主防災隊をつくっていただくということで、今、680余りですかね、708の自治会のうち、もうほぼ96.何%はできているわけでございますので、できないところというのは、必然的に30戸以下とか非常に組織にならないようなところもありますので、そういったところは合わせた組織として入っていただくとか、系統に入れさせていただくとか、いろんな方法はあると思うんですけれども、いずれにしても、自治会単位の自主防災隊というものはやっぱり今、基本にございますので、そういったところの中で、例えば組単位にさらに情報班を細かく整備いただくとか、そういった形が一番いいのではないのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

小林博次委員長

そうすると、組単位のレベルで情報伝達はできるような、そういう対応をしていただくと。組織してと違って、情報伝達ができる。

野呂泰治委員

私の個人的な意見なんですけどね、今自治会組織も非常にいろいろ変わってきていますので、要は住民全員に周知徹底するのは自治会組織が今役員そのものが大変高齢化にもなっていますし、それから自治会に入っていない方もたくさんみえるわけですね。そういう現実を見ると、市が、正直言って、例えば消防のOBとか、あるいは企業関係の一般の方

でもこういった防災に関するいろんなお仕事をなさってみえた方がたくさんみえるんですね。だから、そういったものを市独自で、何か起こったときはそういう組織を一つつくて、これは日常、24時間で、おそらくそういった方というのはもっともっと詳しい専門的な知識を持ってみえる方がみえますから、そこをつくて、そこから各自治会とかいろんなところへ、きめ細かに情報を流していくという、そんなような考え、私の個人的な考え方、大変複雑ですけどね、でも、それぐらいにやっぱりすることが本当に一般住民の方に隅々まで徹底しようと思ったら、やっぱりそれぐらいのきめ細かな方を配慮すべきじゃないかなと、意見の提案ですけどね。考えてみてください。

小林博次委員長

そうしたら、これはちょっとややこしいのでね、「自治会の組単位のレベルで」から「自主防災隊を組織して」というところまでをカット。その後ろ、「例えば」、「その」は要らんね、「その」もカット、「自主防災隊に災害対策本部から直接情報が連絡できる体制を整備すべきです」と。こういうことで、自治会に入ってあろうとなかろうと、全員が自主防災隊ならいいんだけど、そうでないときもあるかもわからないけど、とにかく組の単位ぐらいで、末端まで情報が届くと、こういうことを考えてくださいよということをまとめてさせてもらう。これでよろしいか。

(異議なし)

小林博次委員長

では、そうさせていただきます。

山本里香委員

別なところの文言でいいですか。

当委員会からの意見の4行目に、真ん中あたりに「デマ」という表現があるんですが、意味合いはすごくわかるんですが、デマというと意識的にという意味合いが感じられるので、「多くの情報源があると誤情報などが発生して」とか「誤報道が生じ」とかそのように直すほうがいいと思います。

小林博次委員長

そうしたら、「デマ」の部分を「誤情報」、誤った情報、こういうことで訂正させていただきます。

こんな格好でよろしいですか。もっと厳しく要求しておくことがあれば書いておきますが。

では、とりあえずこんなところで、集約させていただきます。

竹野兼主委員

ここはどうですかというのは、だめなのか。

小林博次委員長

ここは地震発生に関してということで、地震情報の連絡ということでいいですね。

何かあった。よろしいか。

竹野兼主委員

「地震情報の連絡」という連絡の言葉が、一番最後のところに「災害時要援護者や自治会長などに緊急告知FMラジオの整備を検討していく予定としています」でしょう。連絡じゃなくて、伝達と違うのかなと。全部含めると、地震情報の連絡じゃなくて伝達じゃないのかなと思うところがあるんですが。

小林博次委員長

そうだな、ここのは、一番どんな日本語がわかりやすいのかなということで、余り難しいとだめだし、易し過ぎると意味が違ってくるとだめだし。

竹野兼主委員

そういうものも含むので、それを包含すると地震情報の伝達ではないかなって、僕自身の数少ないボキャブラリーからするとそんな感じがする。

小林博次委員長

最初伝達だったんだけどさ。もっと易しいほうがいいのと違うかといって。

伝達のほうがいいですか。

小川委員、どうです。

小川政人委員

伝達のほうが。

小林博次委員長

土井委員どうです。

土井数馬委員

僕も伝達のほうが。

竹野兼主委員

伝達は連絡も含むのでさ。ほかのものもここに書いてあるもので、連絡じゃなくって伝達じゃないのかなという気がします。

小林博次委員長

そうしたら、伝達ということで訂正させていただきます。

樋口博己委員

国が今、伝達という言葉を使っている。

竹野兼主委員

そうなんです。そこもあるでのさ。

小林博次委員長

最初、伝達だったの。どれがわかりやすいかなといって。

では、こんなことでまとめさせていただきます。

それから、きょうは大卒の論議はこれで終わりますが、次回は10月19日に、時間がありますけれども、この間に皆さん方に途中で、委員会でなくても連絡しますけれども、東日本大震災の中で被災された、避難所生活を送られた経験を持った人たちのご協力を求めて、この委員会にお出かけいただいて、避難所生活の中身についていろいろ勉強する機会を持ちたいと思いますので、もしこんな人がいいよということがあればまたご紹介をください。今のところ、これから人選をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあわせて、専門家の意見も一度聞いてみたいということがありますので、これは、後ほどのまちづくりだとか、復旧、復興に関連することだとか、さまざまなことがあるかと思うので、そういう機会を持ちたいと思うので、いい人があればまたお申しつけください。どうぞよろしくお願ひします。

きょうはちょっと早いんですが、これで委員会を終了したいと思います。

何か資料請求があれば出してください。主に、避難所の運営についてということで、資料請求があれば出してください。

(なし)

小林博次委員長

では、なければこれで終わりたいと思います。よろしく、ありがとうございました。

森 康哲委員

避難所運営のゲームで以前HUGというものを。

小林博次委員長

はい、やりましたね。

森 康哲委員

その現物をちょっと一回見てみたいんですけど。

小林博次委員長

現物はありますか。

あるそうで。では、よろしく、次回の委員会ね。

11 : 40 閉議